

店舗・サービス業

農地転用許可申請書 添付書類

	書類の名称	必要部数	備考
1	許可申請書	第4条	3 権利の設定・移転を伴わないもの
		第5条	4 権利の設定・移転を伴うもの
2	〈法人・団体の場合〉 法人登記簿の抄本又は謄本 及び定款、寄附行為又は規約	2	(1部はコピー可)
3	土地の登記事項全部証明書	2	さいたま地方法務局熊谷支局 ☎524-8805 (1部はコピー可) ※インターネットのものは不可
4	①位置図(2万分の1)	2	行田市都市計画図(コピー可)
	②案内図	2	略図又は住宅地図等のコピー
	③公図(原本)	2	さいたま地方法務局熊谷支局又は市役所税務課 ※インターネットのものは不可
	図面 ④配置図	2	転用後の利用配置計画
	⑤平面図	2	建築物、工作物等
	⑥立面図	2	"
	⑦土地造成図	2	平面図及び横断面図
5	現況写真	1	撮影方向がわかる地図等を添付すること。
6	理由書	2	詳細、明確に記入すること。
7	事業計画書	2	開発許可申請添付書類の写し
8	資格証明書(資格・免許を要する場合)	2	免許証等の写し
9	資金調達計画書	2	見積書、残高証明、融資証明などの 裏付書類を添付すること。
10	廃水等の処理方法書・説明書	2	水質、水量、方法、時期、被害防除
11	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100
12	農用地除外証明書	2	証明手数料 200円
13	誓約書(実印)	2	印鑑証明書を添付すること。 (1部コピー可)
14	委任状(申請手続等を代理人が行う場合)	2	(1部コピー可)
その他参考資料			
※ 土地の登記事項全部証明書の所有者と申請人の氏名又は住所が一致しない場合は住民票の 写しや戸籍の附票等を添付してください。			
※ 敷地拡張の場合は、一体利用している土地の謄本(コピー可)を添付してください。			

- * 申請書の受付は、毎月10日が締切りです。
- * 開発行為を伴うものについては、開発行為許可申請書を建築開発課へ同時申請してください。
- * 土地改良区の意見書は、該当する土地改良区のものを添付してください。
- * 住民票の写し、戸籍謄本、土地の登記事項全部証明書、及び公図の写し等は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。